

## 前回部会（平成 23 年 6 月 14 日）等における指摘事項及びその対応

番号	指 摘 事 項	対 応
1	<p>鳥類について、重要な種だけでなく、確認された種それぞれについて評価していくことやその後の調査の考え方も含めて整理された。</p>	<p>確認された種それぞれの評価については、個々に実施するのではなく、愛知県環境影響評価指針に基づき、「6(11)生態系」の項目において注目種の調査・予測・評価を行うという考えで整理しています。</p> <p>「6(11)生態系」では、「6(9)動物」、「6(10)植物」の調査等を通じて得られる主たる構成種等の生息・生育状況等の概括的な生態系の特性を把握した上で、上位性、典型性、特殊性の視点から生態系を特徴づける注目種等を複数種選定し、これらの選定種の生態(生息・生育条件等)、他の生物種との相互関係(食物連鎖・共生関係等)、生息・生育環境(餌場、繁殖地等の環境状態)等を調査し、これらの影響を把握することにより、生態系への影響を把握し、予測・評価を行いました&lt;準備書 639～682 ページ&gt;。</p> <p>また、その後の調査については、事業者が任意で行う環境監視として、工事の実施期間(5 年毎、適期)及び施設の完成した時期(施設の完成後の 1 年、適期)に、動物相及び植物相を調査することとしています&lt;準備書 749 ページ&gt;。</p>
2	<p>動物、植物、生態系について、水質等の物理的なデータと密接に関連することから、事後調査として、生態系注目種の生息確認調査だけでなく、その注目種が生息している場所の水温や水深等の物理的な環境の場の調査をすると良い。</p>	<p>事業者を確認したところ、生態系の注目種に係る存在時の事後調査については、専門家の指導及び助言を得ながら、生息・生育確認調査だけでなく、次のとおり生息・生育環境調査を実施することとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サシバは、対象事業実施区域及びその周辺において、行動圏解析(飛翔、地形、植生等による主要な行動圏の解析など)を実施する。</li> <li>・キキョウは、環境保全措置の実施地点において、生育環境調査(地形、植生など)を実施する。</li> <li>・ホトケドジョウは、環境保全措置の実施地点において、生息環境調査(水温、水深など)を実施する。</li> </ul>

番号	指摘事項	対応
3	<p>地下水について、湿地環境の上流部の道路を盛土で作ることによって、盛土の中を地下水が流れることになるが、その場合の湿地環境への影響について、どのようにシミュレーションしたかも含め、説明されたい。</p>	<p>今回、事業者は、対象事業実施に伴う対象事業実施区域とその周辺地域への影響評価を行う際の基礎資料を得ることを目的に、表流水と地下水の流れを同時に計算する統合型水循環シミュレーションを実施しました。</p> <p>湿地周辺を対象にシミュレーションを行ったところ、湿地における地下水位の低下が予測されたため、造成計画の修正等を講じることにより、湿地環境への影響の低減を図りました。</p> <p>このシミュレーションによる地下水等流動解析の概要については、別添1のとおりです。</p>
4	<p>カヤネズミについて、どのような保全対策でどのようなスケジュールで実施していくのか説明されたい。</p> <p>また、カヤネズミが生息していた表土もどうするか説明されたい。</p>	<p>事業者を確認したところ、動物及び植物に対して実施する環境保全措置の基本的な考えは、残置森林等の非改変区域において、対象種の生息・生育分布が拡大し、生息・生育数が増加するように、生息・生育環境の創出・向上を図るものです。</p> <p>このため、改変区域内に生息・生育している個々の動植物を保全するものではなく、改変区域内の個体の移植については、移植先の攪乱も考慮し原則として行わないこととしています。</p> <p>なお、残置森林等への自然分散(移動や拡散など)を促進するため、できる限り早期に環境保全措置を開始するとしています。</p> <p>具体的なカヤネズミの環境保全措置については、別添2のとおりです。</p>